

松 法 第 726 号
令和4年6月15日

(一社) 愛媛県中小建築業協会
会長 佐々木 敬史 様

松 山 税 務 署 長



インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税に関しまして、令和5年10月から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されることとなっております。これに先立ち、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しており、既に多くの事業者の方が登録申請をされています。

当該制度は、各事業者間取引において、買い手側は適格請求書等の保存等がなければ、原則、仕入税額控除ができなくなります。そのため、各事業者間取引においては、売り手側は適格請求書発行事業者（課税事業者）となる必要があります。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、制度について会報誌等への掲載や窓口へのリーフレットの備え付けなどにより各組合員の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

1 早期登録申請の御案内

登録申請に当たっては、令和5年3月が近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請を行われる時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までに時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている組合員の皆様におかれましては、早期の登録申請をお勧めしております。

また、組合員の皆様に登録申請を御検討いただきやすいよう、リーフレットを御用意しましたので、是非御活用ください（別添「知っていますか？インボイス制度」）。

2 オンライン説明会の実施及び署主催の説明会の開催等について

国税庁では、昨年に引き続き、全国どこからでも御参加いただけるオンライン説明会を開催しているほか、過去の動画も国税庁HPから御覧いただけます。

上記のほか、松山税務署においては、登録申請を予定する課税事業者の方々を対象に登録申請手続をサポートする登録申請相談会や消費税制度に馴染みのない免税事業者の方を念頭においた説明会も実施する予定としています。

貴組合におかれましても、組合員向けに開催する説明会等の機会を利用するなどして、インボイス制度の周知等の御協力をお願いいたします。御要望に応じて説明会等への職員の派遣等を行いますので、松山税務署まで御相談ください（別紙「講師派遣申込書」）。

（注）各種説明会・相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせる場合がございますので御留意下さい。

3 補助金等について

中小企業庁HPにインボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料が公表されております。

また、公正取引委員会等のHPにおいて、インボイス制度に関して免税事業者及びその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたQ&Aが公表されております。

インボイスの登録申請を御検討いただく際には、これらの情報も参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

○ 御参考

・ 中小企業庁 HP 令和3年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」



・ 公正取引委員会 HP 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」



消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

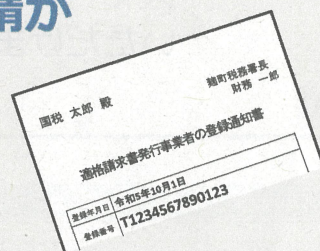
＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！

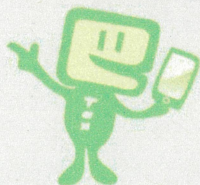
早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度説明会 申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

📢 オンライン説明会を開催中！

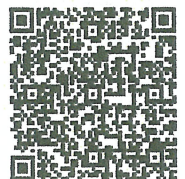
職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)